

岩手県告示第684号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年10月20日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社福浦木工所
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南仙北二丁目1番18号
  - ウ 代表者の氏名 福浦美憲
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第826号
- (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年10月17日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年10月31日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 ササキ工業株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第3地割90番地2
  - ウ 代表者の氏名 佐々木友江
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8669号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年10月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。